

やすらぎホーム希望の家運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人琴丘ふくし会(以下「本法人」という。)が経営する、やすらぎ ホーム希望の家(以下「事業所」という。)が行う、認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者(以下「介護従事者」という。)が、要介護者であって、認知症の状態にあるもの等(以下「利用者」という。)に対し、適正な援助を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 1 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供する。
2 家庭的な環境の下で、日常生活上の世話等を行い、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように援助する。
3 利用者の生活歴等を考慮し、家庭的な雰囲気の中で自分らしい生活を送ることが出来るように支援する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 やすらぎホーム希望の家
- 二 所在地 秋田県山本郡三種町鹿渡字町後256番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者1名(兼介護士)
管理者は、介護従事者の管理、事業所の利用の申し込みに係る調整、業務の管理を行う
- 二 計画作成担当者1名(兼介護士)
計画作成担当者は利用者に対し、適切な介護を提供するため利用者の心身の状況等を的確に把握した上で介護計画書を作成し、その評価、見直しを行う
- 三 介護従事者7名
介護従事者は、サービス提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う

(利用定員)

第5条 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

- 一 定員9名
- 二 災害、その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない

(認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の内容は、次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

利用者の日常生活動作能力に応じて、必要な援助を行う

- ア 入浴の援助
- イ 排泄の援助
- ウ 食事の援助
- エ その他、必要な身体介護・援助

二 健康状態の確認及び必要な処置

- ア 心身状態の把握
- イ 協力医療機関及び家族への連絡
- ウ 協力医療機関への受診介助

三 機能訓練サービス

利用者の能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように必要なサービスを提供する

- ア 日常生活動作の維持向上を図るための訓練
- イ レクリエーション
- ウ 季節に応じた行事活動
- エ 趣味活動

(利用料及び支払方法について)

第7条 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額の一割とする。但し次に掲げる項目については、別に料金を支払うものとする。

- 一 食材料費 実費(重要事項説明書別添のとおり)
 - 二 家賃 実費(重要事項説明書別添のとおり)
 - 三 運営管理費 実費(重要事項説明書別添のとおり)
 - 四 理美容代 実費(重要事項説明書別添のとおり)
 - 五 おむつ代 実費(重要事項説明書別添のとおり)
 - 六 各前号に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を重要事項説明書に基づいて説明した上で、利用者の同意を得る。
- 3 利用料の支払いは、現金又は銀行振込により指定期日までに支払うものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 要介護者であって、共同生活を営むことに支障がない者でなければ、利用することが出来ない
- 二 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認するものとする
- 三 主治医の指示により必要な場合は、利用中止及び医療機関の受診等の措置を講じる
- 四 サービス利用時の投薬及び治療に必要な物は、利用者及び家族が準備する

(非常災害対策)

- 第9条 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に、天災、その他の災害が発生した場合、介護従事者は利用者の避難等、適切な措置を講じる。
- また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(秘密保持)

- 第10条 1 事業所の介護従事者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 事業所は、介護従事者であった者が、業務上知り得た利用者、又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理対策)

- 第11条 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関する、利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 理事長は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合には、関係機関、及び当該利用者の家族に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(緊急時における対応)

- 第13条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(職員の研修)

- 第14条 介護従事者等の資質向上を図るため次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 施設内研修 ふくし会合同及びGH独自研修を定期的を実施
- 二 施設外研修 必要に応じて実施
- 三 自主研修

(介護計画)

第15条 介護計画作成担当者は、利用者が安心して生活出来るように支援する為、利用者の要望や心身状態の把握に努め、個別の介護計画書を作成し、その評価、見直しを継続的に行う。

(掲示)

第16条 認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(記録の整備)

第17条 1 認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(衛生管理等)

第18条 1 認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止防止のための措置)

第19条 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するものとする。

(地域との連携)

第20条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の、

地域との交流に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載し説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行う。

3事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止の向けた体制等)

第22条 管理者は、虐待の発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

- (1) 事業所では高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本高齢者虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
- (3) 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のため協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的実施する。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第24条 この規定に定める事項の他、事業運営について必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年4月1日一部改正(第18条衛生管理、第19条感染症の予防及びまん延防止のための措置、第21条身体拘束等の禁止、第22条虐待の防止に向けた体制等、第23条業務継続計画の策定等)